

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第 48 号
令和 8年 9月 7日

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹

1 工事概要

- (1) 工事名 福岡(R8)255号建物屋上防水改修工事
- (2) 工事場所 仕様書のとおり
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工期 令和 9年 1月29日(金)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級(資格審査結果通知書の記3の等級)がD等級以上であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内における建設工事等の実績のうち、「建築一式工事」を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受

ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。))が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。

ア 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。))及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。))の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号(28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 第366会計隊が発注した「建築一式工事」のうち、2021年度以降2023年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。))又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。))。

- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 〒816-8666

福岡県春日市大和町5-12

陸上自衛隊福岡駐屯地 第366会計隊契約班

担当 東島

TEL 092-591-1020 内線5348

FAX 092-591-5536 直通

イ 仕様書の内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊福岡駐屯地 業務隊 管理科

担当 川原

TEL 092-591-1020 内線5316

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年9月8日から令和8年9月24日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。(以下「行政機関の休日」という。))の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月24日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年10月14日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に郵送等する。

ウ 郵送等による場合は、それぞれの封筒に「入札書在中」「内訳明細書在中」と記載する。また、それぞれの封筒を一つにいれても可とする。送付の際は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月15日 午前10時00分

イ 場所 陸上自衛隊福岡駐屯地 会計隊契約班

4 その他

(1) 郵便による入札とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 免除

ただし、金融機関または保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるこ

とができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- エ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否

要。遅滞なく作成する。

(12) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(14) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、当日に委任状を提出するものとする。

(15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)によ

り申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

1 件 名

福岡 (R8) 255号建物屋上防水改修工事

2 補修場所

福岡県春日市大和町5-12 陸上自衛隊福岡駐屯地

3 補修概要

255号建物 屋上ウレタン塗膜防水 (細部数量等は特記事項による。) 225.4㎡

4 工事期間

契約日～令和9年1月29日 (金)

5 一般事項

(1) 本工事は本設計図書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 現行版」「公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) 現行版」及び関係諸法規を遵守して実施するものとする。

(2) 本工事に際して、疑義が生じた場合は、監督官と協議してその指示に従うものとする。

(3) 本工事で使用する材料等は全て新品とし、監督官の検査を受け合格した材料のみを使用するものとし、製品の出荷証明となる書類を提出するものとする。

(4) 本仕様書等に記載なき事項といえども、取り合い上及び技術的に当然実施すべき事項については、請負業者の負担において実施するものとする。

(5) 駐屯地施設への入出門及び工事の実施にあたっては、駐屯地規則で定められた手続きを行うとともに、従うものとする。

(6) 本工事に際して、十分な安全対策を行い、作業員に対しては機会あるごとに注意喚起するものとする。

(7) 本工事に際して、他の施設に損傷を与えないように十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、請負業者の責任において原状に復旧するものとする。

(8) 本工事の写真は、カメラ又はデジタルカメラにより、施工前、施工中、施工後、主要な作業状況、隠ぺい箇所及び監督官の指示する箇所を撮影し、簿冊に整理した上、監督官に1部提出するものとする。また、ネガ又はデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去するものとする。

(9) 本補修で生じた発生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、種類毎に整理したうえ、指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側へ引き継ぐものとする。その他の発生材は関係法令に基づき、請負業者の責任において全て構外に搬出し、適切に処分するものとする。

(10) 本工事においては、原則として電気及び水は官給しないものとする。

6 特記事項

(1) 屋上防水工事の詳細については下表のとおり。

作業内容		数量	単位
255号建物 屋上防水工事 (建物西側半面)	高圧洗浄及び清掃	225.4	㎡
	既設押え金物撤去・新設	56.2	m
	立上り部・溝部 砂付きルーフィングシート撤去	48.6	㎡
	伸縮目地撤去及びポリウレタン系シーリング材充填	116.7	m
	平場：X-1工法	176.0	㎡
	立上り部・溝部：X-2工法	48.6	㎡
	ウレタン塗膜防水	10	箇所
物干場基礎		4	箇所
ルーフトイレン撤去・新設		3	箇所
脱気筒新設			

※上記様式は参考とし、同等品を選定するものとする。

(2) 施工範囲は、本仕様書に記載されている寸法等は近似値であるため、施工に先立ち事前に確認を行うものとする。

(3) 請負業者は現地確認をしたのち、作業前に施工計画書を監督官に提出し、官側と調整のうえ作業を行うものとする。

(4) 既設伸縮目地、砂付きルーフィングシート及び押え金物撤去後、高圧洗浄にて屋上の汚れ・雑草等の除去を行うものとする。この際、既設押えコンクリートを損傷させないように十分に注意するものとする。

(5) 伸縮目地撤去後、バックアップ材を設置したうえで、シーリング材を充填することとし、その種別はPU-2又はMS-2とする。

(6) 防水はウレタン系塗膜防水とし、その種別は、平場部はX-1工法、溝部・立上り部はX-2工法とする。

(7) 気温が5℃を下回る恐れがある場合、降雨又は降雪が予想される場合は作業を行わないものとする。

(8) 既設防水材 (東側半面) との塗り継ぎ重ね幅は100mm以上とするものとする。

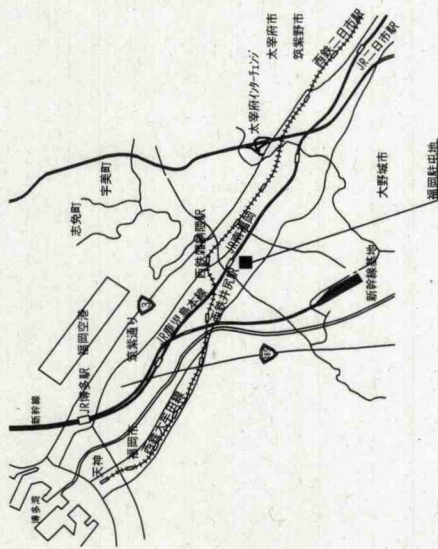
(9) 新設押え金物との接合部・ルーフトイレンまわり等はシーリング材を充填するものとし、その種別はPU-2又はMS-2とする。ただし、防水材主材料の製造メーカーの仕様がこれによらない場合は監督官との協議のうえ種別を決めるものとする。

(10) 脱気筒の設置数量は基準のため、細部は製造メーカーの仕様による。

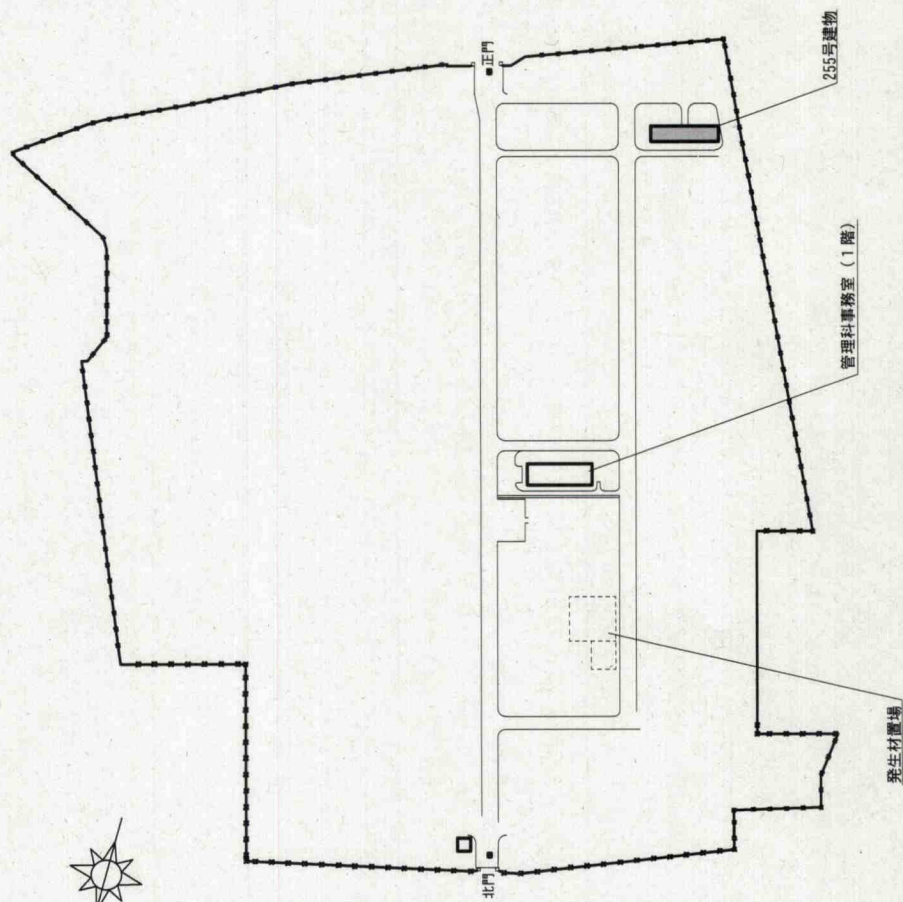
(11) 既設ルーフトイレンを撤去し、改修用ルーフトイレン (横引き用φ100) を設置するものとする。ルーフトイレンの取合いは100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行うものとし、ルーフトイレンの種類は、防水材主材料の製造メーカーの仕様によるものとする。

(12) 完成検査終了後、施工上の欠陥によるものとみられる不具合等の発生について、請負者は1年間その責めを負うものとする。

件 名	福岡 (R8) 255号建物屋上防水改修工事	図 面 番 号	2/6
図 名	仕 様 書	作成年月日	R8. 8. 28
所 属	陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊管理科		



案内図 S=1/X



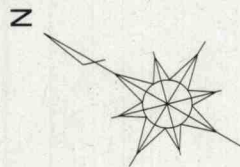
福岡駐屯地配置図 $S=1/X$

件名	福岡 (R8) 255号建物屋上防水改修工事	図面番号	3/6
図名	案内図・配置図	作成年月日	R8.8.28
所属	陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊管理科		

伸縮目地補修箇所	数量
物干場基礎周り (10箇所)	12.00m
配管用ハト小屋周り	5.60m
縦目地 (5本)	54.23m
横目地 (3本)	44.90m
合計	116.73m

押入金物補修箇所	数量
配管用ハト小屋周り	5.60m
バラベツ周り立上り部	45.78m
PH部西面	4.78m
合計	56.16m

立上り部・溝部	数量
既設ルーフィングシート撤去箇所	1.37㎡
配管用ハト小屋周り	45.28㎡
バラベツ周り立上り部・溝部	1.91㎡
PH部西面	48.56㎡
合計	



17.610

屋根立上り部・溝部

既設押入金物及び砂付きルーフィングシート 撤去
ウレタン塗膜防水 (X-1工法) のうえ保護塗料塗布 (アクリルシリコン)

屋根平場

コンクリート金こて仕上 (B種) のうえアスファルト防水 (D-2) 押えコンクリート (785 既設のまま
ウレタン塗膜防水 (X-1工法) のうえ保護塗料塗布 (アクリルシリコン) ※適切な箇所に脱気筒を設置

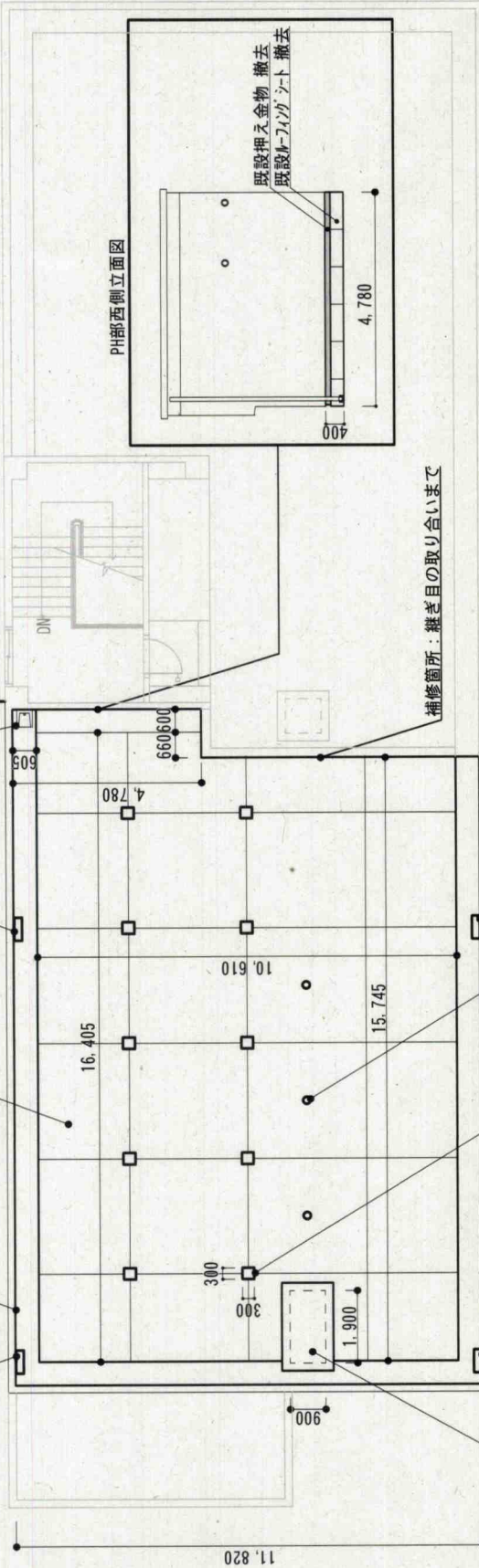
ドレン

横引きルーフトレン取替 (φ100用)

とい受石

ドレン

横引きルーフトレン取替 (φ100用)



PH部西側立面図

補修箇所：継ぎ目の取り合いまで

配管用ハト小屋立上り (大)

ドレン

横引きルーフトレン取替 (φ100用)

ドレン

横引きルーフトレン取替 (φ100用)

脱気筒 3箇所 (仮)

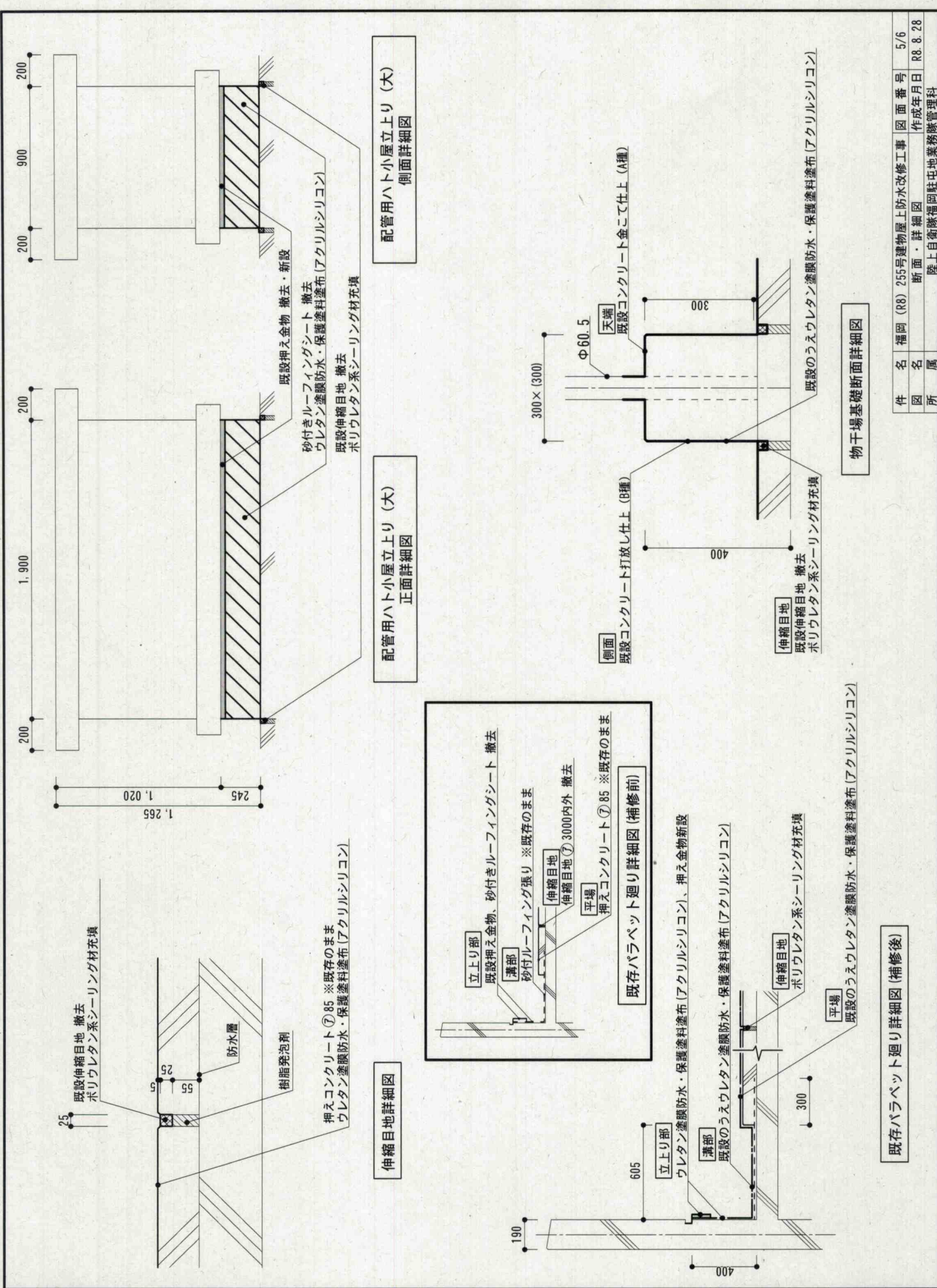
細部位置はメーカー仕様による

物干場基礎 10箇所

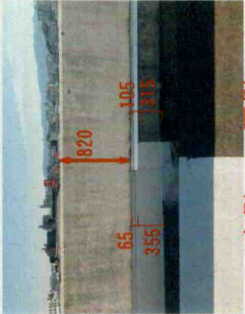
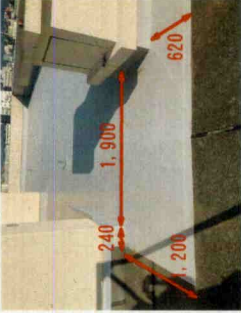
ウレタン塗膜防水のうえ保護塗料塗布 (アクリルシリコン)

255号建物 屋上平面図

件名	福岡 (R8) 255号建物屋上防水改修工事	図面番号	4/6
図名	255号建物 屋上平面図	作成年月日	R8. 8. 28
所属	陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊管理科		



件名	福岡 (R8) 255号建物屋上防水改修工事	図面番号	5/6
図名	断面・詳細図	作成年月日	R8.8.28
所属	陸上自衛隊福岡駐屯地業務隊管理科		

東西境界部分		立上り	
東西境界部分			
	床		
			

※本仕様書に記載されている寸法等は近似値であるため、施工に先立ち原寸を確認するものとする。
 ※補修箇所については事前に監督官と確認を行う。

入 札 説 明 書

福岡(R8)255号建物屋上防水改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和8年 9月 7日
- 2 契約担当官等
分任契約担当官 陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹
〒816-8666 福岡県春日市大和町5-12
- 3 工事概要
 - (1) 工事名
福岡(R8)255号建物屋上防水改修工事
 - (2) 工事場所
仕様書のとおり
 - (3) 工事内容及び工事範囲
仕様書のとおり
 - (4) 工期
令和9年1月29日まで
 - (5) 使用する主要な資機材
仕様書のとおり。
 - (6) その他
本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- 4 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること。
 - (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事等の実績のうち、「建築一式工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。
 - ア 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
 - なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
 - ウ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第366会計隊が発注した建築一式工事のうち、2021年度以降2023年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合（共同企業体を含む。）の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

- (1) 〒816-8666 福岡県春日市大和町5-12
陸上自衛隊福岡駐屯地 第366会計隊契約班
担当 東島
TEL 093-591-1020 内線 5348
FAX 0948-22-7053 直通
- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊福岡駐屯地 業務隊 管理科
担当 川原
TEL 093-591-1020 内線 5316

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４（２）及び（４）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和８年９月８日から令和８年９月２４日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前８時１５分から午後５時００分まで。（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ 提出方法 持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所 上記６に同じ。

（２） 申請書は、別紙第１により作成する。作成要領は付紙第４を参照。

（３） 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成２３年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第２）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙第３）」に記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記４（５）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙第２に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記４（７）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第３に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第８６条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 情報保全に係る履行体制についての確認

令和3年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを行う場合がある。

ア 日時 令和8年9月25日から令和8年10月4日までの間。

イ 場所 〒820-0064 福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地 第366会計隊飯塚派遣隊契約班

TEL 0820-22-7651（内線380）

ウ ヒアリングを行う場合、日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年10月5日までに通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（書式は自由とする。）を上記6に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間

上記7(5)の通知の日から令和8年10月5日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年10月14日

までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和8年9月8日から令和8年10月6日までの毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）郵送等による場合は令和8年10月6日午後5時必着。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年10月7日から同年10月14日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）、上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和8年10月14日午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

ただし、金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負金額の10分の3)以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目(直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要(土木工事にあつては規格・寸法、数量、)単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
 - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名(紙入札方式による場合は、必ず押印する。)並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間
上記10(1)アに同じ。
 - イ 提出場所
上記10(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法
上記10(1)ウを参照。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年10月15日午前10時00分

イ 開札場所 陸上自衛隊福岡駐屯地 会計隊契約班

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、郵便による入札とするため、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

14 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

15 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格

をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

17 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第366会計隊飯塚派遣隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札した時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

19 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

20 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

21 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

- 22 支払条件
前払金等
協議による。利用可能額の上限は請負代金額の10分の4以内とする。
- 23 火災保険付保の要否
要
- 24 再苦情申立て
契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- 25 関連情報を入手するための照会窓口
上記6に同じ。
- 26 その他
- (1) 郵便による入札とする。
 - (2) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (3) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
 - (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - (5) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年9月7日付けで入札公告のありました福岡（R8）255号建物屋上防水改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項目	単位	数量	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■工程管理に対する技術的所見

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理） 技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	

	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注：
- 1 不要な行は削除すること。
 - 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
 - 3 内容を証明する資料は不要、自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：
- 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
 - 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
 - 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第8 関連

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）
役 員 （記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注：
- 1 不要な行は削除すること。
 - 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
 - 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可

取扱い制限情報に関する社内規

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注：
- 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
 - 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
 - 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第10関連

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 林 秀樹 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

※別紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

入 札 書

工事名（業務の名称） 福岡（R 8） 2 5 5 号建物屋上防水改修工事

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

分任契約担当官

陸上自衛隊福岡駐屯地

第 3 6 6 会計隊長 林 秀樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

使 用 印

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：福岡（R 8）2 5 5 号建物屋上防水改修工事

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代 表 者 氏 名

分任契約担当官

陸上自衛隊福岡駐屯地

第 3 6 6 会計隊長 林 秀樹 殿

一般競争入札関係書類受領書				公告第48号	
日 時 : 令和8年10月15日(木) 10時00分					
件 名	福岡(R8)255号建物屋上防水改修工事			競争参加資格	
				公告のとおり	
業 者 名		担 当 者	電 話 番 号 等		資格等級
			TEL		
			FAX		
住 所					
〒					

(この一般競争入札関係受領書は、必要事項記載後、至急FAXにて返信下さい)

(防衛省競争参加資格審査結果通知書も併せてFAX願います)

確認事項(必ず回答・返信下さい)

第1回目の入札が、当方の予定価格に達せず「再度入札」となった場合、

第2回目入札の参加意思について

どちらかに○をつけて下さい

第2回目入札は
「辞退」します

第2回目入札は
参加意思があります

初度の入札に郵便での入札参加者が含まれる場合において、郵便での入札参加者が再度の入札に1社でも参加を希望した場合、直ちに再度入札は実施せず翌日以降に実施します。

返送先FAX番号 092-591-5536

担当 契約班 東島 (内線:5348)